

名寄東中学校同窓会会則

第 1 条 本会は名寄東中学校同窓会と称し、事務局を同校内におく。

第 2 条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の事業を援助することを目的とする。

第 3 条 本会員は次の通りとする。

1. 通常会員 本校卒業生
2. 特別会員 本校教職員および旧職員

第 4 条 本会には次の役員を置く。(任期2年、再任を妨げない)

会長	1名	副会長	若干名
監査	3名	常任幹事	若干名
幹事	若干名	事務局長	1名
書記	1名	会計	1名

第 5 条 本会の役員は次の方法により

1. 会長・副会長・事務局長・監査は総会において選出する。
2. 書記・会計は学校長の推薦を受けて、会長が委嘱する。
3. 常任幹事・幹事は会長が委嘱する。

第 6 条 本会に顧問・事務局員を置くことができ、会長が適任者を委嘱する。

第 7 条 本会の定期総会は年1回とし、必要に応じ臨時総会・常任幹事会・幹事会を開催する。ただし常任理事会をもって総会とすることができる。
会議の決議は出席者の過半数をもって決める。

第 8 条 本会の会務遂行に関し、必要な事項は常任理事会をもって定める。

第 9 条 本会は目的達成するため、次の事業を行う。

第 10 条 本会の経費は下記による。

1. 会費 入会一時金を充当する。
2. 寄付 会員その他より篤志のある時は受ける。

第 11 条 本会会則は総会の決議によって変更することができる。

付 則 本会会則は昭和56年7月9日より施行する。